

効率的な行政運営を目指し

係制を廃止し、チーム制導入



新しい組織体制がスタート。より効果的で効率的な行政運営を進めていきます

四月一日付で、町の機構改革と人事異動が行われました。より効率的な行政運営を進めようといわれたもので、課の統廃合により十六課制が十一課制になったほか、組織の横の連携を強化するため係制を廃止。新たにチーム制が導入されました。機構改革による課の枠組みについては三月一日号の広報でお知らせしていますので、今号では課の組織体制と業務内容を紹介いたします。



これまでの組織では、各種事務の処理は「係」を単位として進められてきましたが、新たな組織では係が廃止され、単独または複数の「担当」からなる「チーム」を単位として事務処理が行われます。これにより中間職(係長職)が廃止され、意思決定の迅速化が図られ、組織の機動性が発揮されます。また従来の係に対し、業務を複数人のグループで行うことで、業務の繁閑に応じて弾力的な職員配置や事務配分ができ、限られた人員での事務の効率化が図られます。チームには、チームリーダーが置かれ、チーム内の事業の進行管理、指導を行います。町では今後とも事務事業の円滑な推進ができるよう、効果的で効率的な組織運営に努めていきますので、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

機構改革に伴い変更となった各課の主な業務は、次のとおりです。

- ▽総務課 旧情報課が担当していた情報公開、広報の発行、ホームページの維持管理、テレビ・ラジオ難視聴対策、防災行政無線、統計などの業務を新たに担当します。
- ▽企画財政課 旧情報課が担当していた各種業務の電算処理システム、旧農林課が担当していた国土調査などの業務を新たに担当します。
- ▽住民生活課 旧町民課の業務に次の業務が加わりました。新たな業務として防犯(防犯協会・防犯隊)、交通安全対策、犬の登録や狂犬病予防、廃棄物のリサイクル対策、自然保護、出稼ぎ対策、交通災害共済、児童扶養手当などがあります。また、行政相談や人権相談、消費者相談などの業務が移管され、住民相談窓口が一つになりました。
- ▽地域整備課 旧建設課、旧都



役場庁舎



組織改革により、大規模な引っ越し作業が行われました(3月28日)

市計画課、旧生活環境課の下水道業務が引き継がれました。

- ▽産業振興課 旧水産商工課(消費者行政、出稼ぎ対策は除く)と旧農林課(国土調査は除く)の業務が引き継がれました。
- ▽教育委員会事務局 総務課が担当していた国際交流や人づくり事業を新たに担当します。

◇問い合わせ 役場総務課文書担当(☎82-3111内線414)へどうぞ。

役場庁舎外

